

2008.3.24

## ○葉山っ子すくすくパラダイス 会則○

(名称)

### 第一条

この会は、「葉山っ子すくすくパラダイス」という。

(目的)

### 第二条

この会は、安心して子育てができるよう、親も含め、乳幼児から学童期の子どもたちの集う機会や居場所、また地域の情報を提供するとともに、各種専門組織、団体とのネットワークを構築することで、地域とのかかわりを深めた子育て支援活動を推進し、地域福祉の向上や安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

### 第三条

- ①ファミリーサポート事業
  - ・一時保育サポート
  - ・保育サポーター養成・支援
  - ・交流会
- ②保育サポート事業
  - ・グループ保育
  - ・出張保育
- ③すくパラ広場事業（イベントの企画と実施）
  - ・プレイパーク
  - ・親子サロン
  - ・ママサロン
  - ・つどいの広場事業
  - ・その他
- ④各種広報活動
- ⑤ネットワーク活動
- ⑥その他、目的を達成するために、必要な事業

(会員)

第四条

- 理事 … 「すくパラ」の組織を運営する。総会の開催。諸活動の計画・実施など。
- 正会員 … 保育サポーター養成講座修了生で、各事業運営・参加できる人  
有償活動ができる（各種事業及び保育活動）
- 一般会員 … 各事業運営・参加できる人  
正会員のともに有償活動ができる(各種事業及び保育活動)
- 賛助会員 … 当会の活動に共感し、支援して下さる人。
- ビジター … 「すくパラ」会員以外で、ファミサポのみを利用する人。  
ファミサポ利用時、登録料+保育料が必要。

(退会)

第五条

- 会員が退会しようとするときは、その旨を当会に届け出なければならない。
- また、会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くと当会が認めたときは、退会させることができるものとする。

(会費)

第六条

- 本会は、年会費、寄付、その他の収入をもってこれをあてる。

(保険)

第七条

- (財)女性労働協会 グループ活動総合補償 に団体加入とする。

(その他)

第八条

- 本会会則に規定なき事項は、本会の目的にそって民主的に解釈、解決するものとする。